

議案第106号

関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

関市公設地方卸売市場業務条例（平成元年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条—第48条」を「第25条の2—第48条の3」に改め、「第3章の2 卸売の業務に関する品質管理（第48条の2）」を削る。

第1条中「及び岐阜県卸売市場条例（昭和46年岐阜県条例第35号。以下「県条例」という。）」を削り、「並びに施設」を「、施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（業務運営の基本原則）

第1条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者（第5条の2第1項の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）、買受人（第15条第1項の規定により市長の承認を受けて市場において卸売に参加する者をいう。以下同じ。）その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）及び出荷者（以下「取引参加者等」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第2条中「を主たる取扱品目とし、花きを従たる取扱品目」を「並びに花き（以下「生鮮食料品等」という。）」に改める。

第4条第2項中「（法第58条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の次に次の6条を加える。

（卸売業務の許可）

第5条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の基準）

第5条の3 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

（1） 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

- (2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が第5条の7又は第59条第2項若しくは第6項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力に該当する者であるとき。
- (5) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち前3号に該当する者があるものであるとき。
- (6) 申請者が市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (7) その許可をすることによって卸売業者の数が第5条に規定する数を超えることとなるとき。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第5条の4 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをしようとするときは、譲渡人及び譲受人は、当該事業の譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けなければならない。

2 卸売業者である法人が合併（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する合併を除く。）又は分割（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）をしようとするときは、当該合併又は分割について市長の認可を受けなければならない。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 前条の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。

5 第1項の規定により認可を受けた譲受人及び第2項の規定により認可を受けて合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

（相続）

第5条の5 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上である場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた当該業務を引き続き行おうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、被相続人の死亡後60日以内に、申請書を市長に提出しなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第5条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第5条の3の規定は、第1項の認可について準用する。

5 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

（名称変更等の届出）

第5条の6 第5条の2第1項の許可を受けた卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

（2） 法人である場合にあっては、定款、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。

（3） 第5条の2第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業務の許可の取消し）

第5条の7 市長は、卸売業者が第5条の3第1号、第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったときは、第5条の2第1項の許可を取り消すものとする。

第6条第1項中「知事から卸売の業務」を「第5条の2第1項」に改める。

第11条第3項第1号中「破産者で、」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「より罰金以上」を「違反して罰金」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4

号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項に次の1号を加える。

- (6) 関市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力に該当する者であるとき。

第15条第1項中「市場において」の次に「卸売に参加し、」を加え、同条第2項第1号中「破産者で、」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「、経験及び」を「及び経験又は」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第59条第2項及び第5項」を「第59条第3項若しくは第6項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

- (4) 申請者が関市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力に該当する者であるとき。

- (5) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち前2号に該当する者があるものであるとき。

第16条第1項中「前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）」を「買受人」に改め、同条第2項中「死亡」を「死亡し、」に改める。

第18条中「から第3号まで」を「、第2号、第4号又は第5号」に改める。

第20条第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第2号中「以上」を削り、同条第3号中「第59条第3項及び第5項」を「第59条第4項若しくは第6項」に改め、同条第4号中「、経験及び」を「及び経験又は」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 関市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力に該当する者であるとき。

- (5) 法人であってその業務を執行する役員のうち前3号に該当する者があるものであるとき。

第21条第2項中「死亡」を「死亡し、」に改める。

第22条第1項中「第4号」の次に「から第6号まで」を加える。

第3章中第26条の前に次の1条を加える。

(売買取引の原則)

第25条の2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第26条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法」を「せり売若しくは入札の方法又は相対による取引（以下「相対

取引」という。)」に改め、同項各号を削り、同条第2項から第5項までを削る。

第26条の2を削る。

第28条第1項中「出荷者又は買受人」を「買受人その他の市場において売買取引を行う者及び出荷者」に改め、同条第2項を削る。

第29条から第32条までを次のように改める。

第29条から第32条まで 削除

第32条の2中「法第58条第1項」を「第5条の2第1項」に改め、「の部類」を削る。

第33条を次のように改める。

(売買取引条件の公表)

第33条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及び額(その交付の基準を含む。)

第34条第2項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とする。

第35条第1項中「第31条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、」及び「(以下「電子商取引に係る受託物品」という。以下この条において同じ。)」を削り、「及び品質」を「、品質」に改め、同条第2項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に改める。

第39条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売をする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項」を「当日卸売をした物品について、卸売の数量及び卸売価格」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「。以下同じ」を削る。

第40条中「次に掲げる」を「当日卸売をする」に、「市場内の見やすい場所

に掲示し」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表し」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 卸売業者は、毎開場日に、当日卸売をした物品について主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を販売終了後速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第33条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をその月の末日までにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第41条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売される」に、「市場内の見やすい場所に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項中「次に掲げる事項を掲示する」を「当日卸売された物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同項各号を削る。

第42条中「の翌日」を「から起算して3日を経過する日」に改め、「次条で規定する」を削る。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第46条の見出し中「即時支払義務」を「支払義務」に改め、同条第1項中「受けると同時」を「受けた日から起算して3日を経過する日まで」に改める。

第3章の2の章名を削る。

第48条の2を次のように改める。

（決済の方法）

第48条の2 市場における売買取引の決済は、前3条に定めるもののほか、取引参加者間で決定した支払方法により、当該取引参加者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第3章中第48条の2の次に次の1条を加える。

（卸売業者による事業報告書の作成等）

第48条の3 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の写しを、同項の規定による提出の日から5年間、保存しなければならない。

3 卸売業者は、前項の事業報告書の写し（貸借対照表及び損益計算書が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（1） 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

（2） 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

（3） 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

4 前項の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

第52条中「・解散」を「、解散」に改める。

第59条の見出しを「（監督処分等）」に改め、同条第5項中「第1項から第3項」を「第2項から第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項中「科し」の次に「、第5条の2第1項の許可を取り消し」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分を取引参加者等に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者等に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例による改正後の関市公設地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第5条の2第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第2項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新条例第5条の2及び第5条の3の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新条例第5条の2第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の関市公設地方卸売市場業務条例第6条第1項の規定により預託している保証金は、新条例第6条第1項の規定により預託する保証金に充当することができる。
- 5 新条例第5条の2第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）については、関市公設地方卸売市場業務条例第6条第2項の規定は、施行日から起算して1月間は、適用しない。この場合において、当該許可を受けた者が新条例第6条第1項に規定する期間内に保証金の預託をしないときには、市長は、その者に対する新条例第5条の2第1項の許可を取り消すものとする。